

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	菱電商事株式会社		コード	8084
提出日	2020/6/5	異動(予定)日	2020/6/25	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし			
1	宮岸 昌光	社外取締役																	
2	白田 佳子	社外取締役	○															○	有
3	室井 雅博	社外取締役	○															○	有
4	石野 秀世	社外監査役	○															○	有
5	鈴木 雅人	社外監査役	○															○	新任 有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		
2	該当する事項はございません。	当社と特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じる虞はないため、独立役員として指定しております。同氏は大学等における研究活動を通じて財務会計や経営に関する専門的知識を有しており、大学教授等としての豊富な経験と幅広い見識に立脚した独立の立場で社外取締役としての役割を担っていただけると判断しております。
3	該当する事項はございません。	当社と特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じる虞はないため、独立役員として指定しております。同氏は長年にわたり株式会社野村総合研究所の取締役を務められており、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に立脚した独立の立場で社外取締役としての役割を担っていただけると判断しております。
4	該当する事項はございません。	当社と特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じる虞はないため、独立役員として指定しております。同氏は会計検査院等において要職を歴任されており、会計及び経理に関する高い見識に立脚した独立の立場で社外監査役としての役割を担っていただいております。
5	該当する事項はございません。	当社と特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じる虞はないため、独立役員として指定しております。同氏は会社経営に関与したことはありませんが、弁護士として長年にわたり企業法務の経験を重ねており、その専門的知識と幅広い経験に立脚した独立の立場で社外監査役としての役割を担っていただくことを期待しています。

4. 補足説明

当社は、独立社外役員の選任に当たっては、東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえた「社外役員選定基準」に基づき選任を行います。

【当社の独立性基準】
 当社における社外取締役又は社外監査役(以下、総称して「社外役員」という。)のうち、次の各号に掲げるいずれの基準にも該当しない社外役員は、独立性を有するものと判断されるものとする。
 (1) 当社及び当社の子会社(以下「当社グループ」という。)の業務執行者、又は過去10年間に於いて当社グループの業務執行者であった者
 (2) 当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者
 (3) 当社グループの主要な取引先又はその業務執行者
 (4) 当社グループの会計監査人又はその社員等として所属する者
 (5) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人・組合等の団体である場合は当該団体に所属する者)
 (6) 当社グループから多額の金銭その他の財産による寄附を受けている者(当該寄附を得ている者が法人・組合等の団体である場合は当該団体に所属する者)
 (7) 当社グループの主要な借入先又はその業務執行者
 (8) 当社の主要株主又はその業務執行者
 (9) 当社グループが主要株主である会社の業務執行者
 (10) 過去3年間に於いて、第2号乃至前号に掲げるいずれかに該当していた者
 (11) 前各号に掲げるいずれかに該当する者(重要な業務執行者に限る。)の配偶者及び二親等内の親族
 (12) 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者

※1 「業務執行者」とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう。
 ※2 「当社グループを主要な取引先とする者」とは、当社グループに対して商品又はサービスを提供している取引先グループ(直接の取引先、その親会社及び子会社並びに当該親会社の子会社から成る企業集団をいう。以下同じ。)であって、直近事業年度における取引額が、当該取引先グループの年間連結売上高の2%を超える者をいう。
 ※3 「当社グループの主要な取引先」とは、当社グループが商品又はサービスを提供している取引先グループであって、直近事業年度における取引額が、当社グループの年間連結売上高の2%を超える者をいう。
 ※4 「多額の金銭その他の財産」とは、その価額の総額が直近事業年度において1,000万円を超え、かつ、その者の直近事業年度における総収入額の2%を超える金銭その他の財産上の利益をいう。
 ※5 「主要な借入先」とは、直近事業年度に係る事業報告において主要な借入先として氏名又は名称が記載されている借入先をいう。
 ※6 「主要株主」とは、直近事業年度末における議決権保有割合が10%以上(間接保有の場合を含む。)の株主をいう。
 ※7 「重要な業務執行者」とは、取締役及び部長格以上の使用人である者をいう。
 ※8 「社外役員の相互就任の関係」とは、当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係をいう。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄附を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。